

Q 年少者を雇用するときには、親の同意書も必要か

A

児童を雇用する場合は、親権者または後見人の同意書を徴取し、事業場へ備え付ける必要があります（労基法 57 条）。

労基法では、児童以外の場合には同意書を求めてはいませんが、民法第 4 条で、未成年者の法律行為には法定代理人の同意が必要とされていますので、親権者等の同意書をもらっておくほうが望ましいでしょう。

同意書がなければ、労働契約が有効に成立していないことになり、無用なトラブルを起こしかねないからです。